

インボイス制度への ケース別対応法

いよいよ来年10月から始まるインボイス制度。国税庁の通達やインボイスQ&Aでは、現行の実務をできるだけ変更せずに仕入税額控除を認める措置が公表されている。今回は具体的なケース別に、インボイス制度に適合するためのポイントを解説する。



中田 和重
公認会計士・税理士
中田公認会計士事務所 所長

【Q1】家賃等の振込・自動引き落としのインボイスは？

事務所家賃や専門家への報酬は、契約書に基づき毎月一定額を、自動引き落としや振込により支払いをするだけで、請求書や領収書が発行されない場合があります。

インボイス制度が導入されると、このような支払いについても、消費税の仕入税額控除をするためにはインボイスが必要となります。インボイスには、登録番号、名称、消費税率、消費税額、取引年月日等を記載する必要があります。

振込金受取書等 (口座振替の場合は通帳)

振込金受取書	
令和6年3月31日	
金額	¥165,000.00
先方銀行	△銀行 霞が関支店
預金種目	普通 口座番号 123456
お受取人	〇〇(株)様
ご依頼人	××(株)様

実際に取引を行った事実を客観的に示す書類（課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの）

登録番号、消費税率等の 通知書

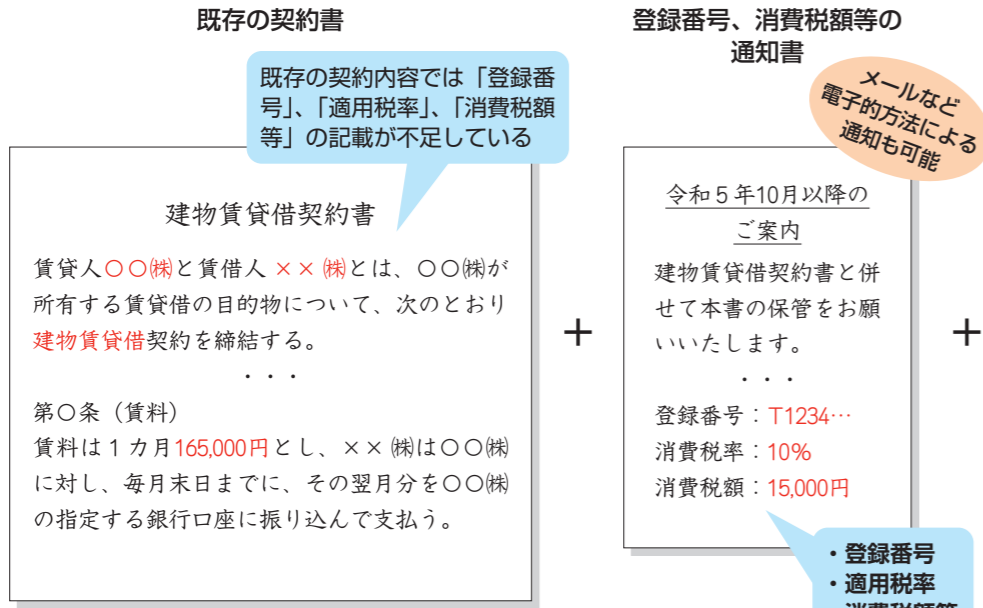
令和5年10月以降のご案内
建物賃貸借契約書と併せて本書の保管をお願いいたします。

登録番号：T1234...
消費税率：10%
消費税額：15,000円

登録番号
適用税率
消費税額等

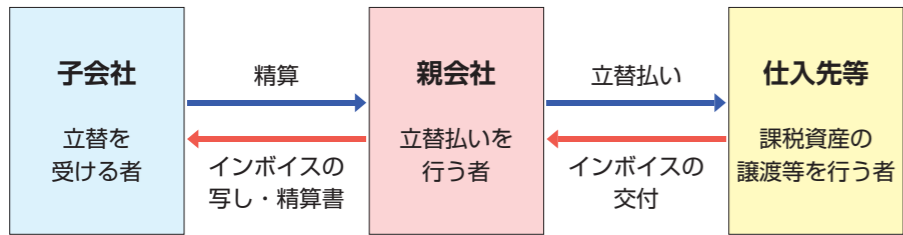
メールなど
電子的方法による
通知も可能

図表1 既存契約における対応例



出典：国税庁軽減税率・インボイス制度対応室
インボイス制度オンライン説明会資料

図表2 立替払いのインボイス



入が組合員に帰属するものとして、利益の分配を受けた構成員に課税するパスルール課税が適用されます。

インボイス制度の導入後は、このような共同企業体の場合には、その組合員の全てがインボイス発行事業者であり、業務執行組合員（幹事会社）が、その旨を記載した届出書に、当該任意組合等の契約書の写しを添付し、管轄の税務署長に

ただし、これらの記載事項は、ひとつの書類に全てが記載されている必要はありません。例えば、契約書にインボイスとして必要な記載事項の一部が記載されており、実際に取引を行った事実を客観的に示す書類（自動引き落としの通帳や、銀行が発行した振込金受取書）とともに保存することで、仕入税額控除の要件を満たすことができます。

インボイス制度導入前の契約書の場合は、新たに契約書を作成する必要はなく、インボイスの記載事項として不足している登録番号や消費

税額等を記載した通知書を、メールや郵送で貸人等から受け取ることににより対応することが可能です（図表1参照）。

【Q2】立替払いのインボイスは？

グループ企業においては、親会社からグループ子会社の物品の購入や経費をまとめて、外部の業者に立替払いをする事例がみられます。実務上は親会社からグループ子会社へ立替金の精算書を送付し、精算をしています。

インボイス制度が導入されると、子会社が消費税の仕入税額控除をするためには、原則として子会社が売手（外部の業者）から交付されるインボイスを保存する必要があります。しかし立替払いの場合にはインボイスは売手から直接の買手である親会社にしか発行されません。

このような場合には、親会社から子会社に対して立替金精算書を交付することにより、売手からの課税仕入れが子会社に対するものであることを明らかにし、親会社を受領したインボイスのコピーと精算書を保存することで、その課税仕入れにつき、仕入税額控除が可能となります（図表2参照）。

【Q3】共同事業体のインボイスは？

JV（共同事業体）による建設工事や任意組合の組成によるイベントの開催など、複数の企業による任意組合等の事業として行われる取引については、幹事会社が作成する出資の割合等に基づく損益の分配表等により、売上および仕

提出した場合に限り、幹事会社が代表してインボイスを交付することができます。

また任意組合の共同事業として課税仕入れを行う場合、幹事会社が各社にインボイスのコピーと精算書等を交付し、各社はそれをもとに仕入税控除を行います。

【Q4】委託販売のインボイスは？

メーカー等が手数料を支払い自社商品の販売を他人に委託する委託販売では、販売業務を委託したメーカー等を委託者と呼び、委託された販売代理店を受託者といいます。受託者が委託品を販売した場合は、売上計算書（仕切精算書）を委託者に送付し、それに基づいて委託者は、売上および手数料等の会計処理を行います。

委託販売の場合、買手（消費者）に対して課税資産の譲渡等を行っているのは委託者ですから、本来は委託者が買手に対してインボイスを交付しなければなりません。

しかし、このような場合には、受託者が委託者を代理して、委託者の名称・登録番号を記載したインボイスを買手に交付することも認められます（代理交付）。

また、委託者・受託者の双方が課税事業者であり、委託者が受託者にインボイスの発行事業者であることを取引開始前に通知している場合には、受託者は、自己の名称・登録番号を記載したインボイスを、委託者に代わって、買手に交付することができます（媒介者交付特例）。